

職業安定法が一部改正されました！

～職業紹介事業の許可等に係る欠格事由が追加されました～

職業安定法（昭和22年法律第141号）の改正を含む雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）が平成29年3月31日に成立し、その一部が平成29年4月1日に施行されました。

今般の改正により職業紹介事業の許可に係る欠格事由が追加され、これに伴い各種申請・届出時の添付書類等に係る取扱いも変更となりましたので、職業紹介事業者の皆さまにおかれましては、引き続き適正な事業運営をお願いします。

職業安定法第32条に規定される職業紹介事業の許可に係る欠格事由

※下線部が追加事由です

- ① 禁錮以上の刑、労働関係法令違反等で罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ② 社会・労働保険関係法令違反で罰金刑の処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- ③ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- ④ 職業紹介事業の許可取消し等の処分を受け、当該取消し等の日から起算して5年を経過しないもの
- ⑤ 職業紹介事業の許可を取り消された者等が法人である場合において、当該取消し等の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に法人の役員であった者で、当該取消し等の日から起算して5年を経過しないもの
- ⑥ 職業紹介事業の許可の取消し等の処分に係る聴聞の通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に職業紹介事業の廃止の届出をした者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないもの
- ⑦ ⑥の職業紹介事業の廃止の届出をした者が法人である場合において、聴聞の通知の日前60日以内に当該法人の役員であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないもの
- ⑧ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ⑨ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- ⑩ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

変更された様式

- 様式第1号「有料・無料職業紹介事業許可申請書、職業紹介事業許可有効期間更新申請書」
- 様式第1号の2「特別の法人無料職業紹介事業届出書」
- 様式第6号「有料・無料職業紹介事業変更届出書」
「有料・無料職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換
申請書」

※ 新しい様式は厚生労働省のホームページからダウンロードできますので、ご利用下さい。

各種申請・届出時の添付書類に係る変更点

○ 住民票の写し

(変更前) 住民票の写し (番号法第2条の規定に基づく個人番号の記載のないもの)



(変更後) 住民票の写し (番号法第2条の規定に基づく個人番号の記載のないものであり、**本籍地の記載のあるものに限る**)

添付書類として住民票の写しの提出が必要な場合、番号法第2条の規定に基づく**個人番号（マイナンバー）の記載がなく、本籍地の記載のある住民票の写し**(※)が必要です。

(※)市区町村から交付された書類の原本が住民票の写しとなります。

- * 1 今後、**許可有効期間更新申請**の際に、職業安定法第32条に規定されている欠格事由に該当しない旨確認をする必要があるため、申請時に在任中の**代表者、役員及び職業紹介責任者の住民票の写し（番号法第2条の規定に基づく個人番号の記載がなく、本籍地の記載のあるもの）**の提出をお願いします。
- * 2 また、すでに許可申請をしており審査中の場合は、後日、**あらためて代表者、役員及び職業紹介責任者の住民票の写し（番号法第2条の規定に基づく個人番号の記載がなく、本籍地の記載のあるもの）**の提出をお願いします。なお、**提出についてはあらためてご案内させていただきます。**

○ **特別の法人の行う無料職業紹介事業に係る各種届出時の代表者、役員及び職業紹介責任者の住民票・履歴書の添付の廃止**

特別の法人の行う無料職業紹介事業の各種届出時に、代表者、役員及び職業紹介責任者の住民票・履歴書の添付が必要でしたが、今後は不要となります。

その他

○ **公共職業安定所の求職者又は求人者に対する職業紹介事業者の業務情報の提供について**

公共職業安定所（以下「安定所」といいます。）の求職者又は求人者が職業紹介事業者の利用を希望する場合の円滑な誘導支援のため、職業紹介事業者から、職業紹介業務等に係る情報を記載したリーフレットを公募し、安定所において求職者・求人者の希望に応じて配付する取り組みを平成29年度以降も実施することになりました。（併せて、労働局ホームページにも掲載が可能です）

【お問い合わせ先】

- 職業紹介事業者の欠格事由、許可申請等各種申請・届出に係る提出書類、添付書類等に係るお問い合わせ → **職業安定部需給調整事業課** TEL(011)709-2311(内3661)
- 公共職業安定所の求職者又は求人者に対する職業紹介事業者の業務情報の提供に係るお問い合わせ → **職業安定部職業安定課職業紹介係** TEL(011)709-2311(内3674)